

## 第37回 知的財産問題研究部会（IP部会）

テーマ『地域における産業活性化策について～知財の活用及び産業界と大学との連携～』

日時 2012年11月9日（金） 13:30～16:30

場所 浜松市福祉交流センター 43会議室

講師 文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 専門官 鷲崎亮氏他

11月9日に開催された第37回IP部会は、文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 専門官 鷲崎亮氏及び秦洋平氏を講師にお迎えし、「地域における産業活性化策について」のテーマにて、文部科学省、大学、企業のそれぞれの立場からの意見交換が行われました。

講師の鷲崎専門官からは、産学官連携の現状及び今後の展開、平成25年度概算要求の概要などの説明がありました。全国の大学の特許出願件数及び実施料収入はほぼ横ばい、共同研究件数及び金額についてはリーマンショック後に減ったものの基本的には上昇傾向である旨の説明がありました。「イノベーションを起こすのは企業」であり、そのために大学には何ができるかを、企業側の視点での意見が欲しい旨の要望がありました。

続いて、静岡大学イノベーション社会連携推進機構の神谷直慈氏から静岡大学の産学連携の現状について説明がありました。共同研究の金額が下降傾向、特許出願件数は横ばい、特許のライセンスにはかなり苦戦している旨の説明がありました。共同研究の金額が減っているのは、信用金庫等を通じた中小企業との連携件数が増えていることが要因であり、社会貢献という視点で見れば良いことであるが、金額ベースで見ると全国平均に比べて1件当たりの金額が半分以下になっており、金額では無い評価軸の必要である旨の説明がありました。特許出願については、研究段階で出願するので製品を十分にカバーできる内容ではないこと、出願よりも学会発表が優先されるため実施例が不十分であることが、企業側が使える特許になっていない原因であると考えられ、知財をベースにした技術移転には行き詰まり感があるのも否めないとの意見もありました。

その後、フリーディスカッションが行われ、企業側から以下のような意見がありました。

『企業にとっては自社開発が基本であり、他者の特許を避けながら製品開発を進めるのが基本であるので、そもそも他人の特許を利用するという発想が無い。』、『特許でライセンス収入を得るためには、特許訴訟も辞さないという姿勢が必要であるが、大学が特許訴訟を考えているかどうか疑問である。』、『中小企業にとっては、基礎的な内容でも相談できることはありがたい。積極的に大学を活用したい。』、『大学特許は、日本企業が国際展開するのに有利になるように活用すべきではないか。例えば、iPS細胞の特許は、日本企業には自由に使えるようにして、海外の企業には制限を加えることが考えられている。』、『特許実施料の支払いが青天井なのは困る。出願前譲渡でも良いから特許の売り切りの方がありがたい。』、『共同研究などで大学と企業とで意見が合わないことが多くある。大学はビジネスをする機関ではないので、企業と感覚が合わないことが多い。』、『センターオブイノベーション（COI）など、施策が色々でありすぎて企業側から見てもよくわからない。COIは12拠点を想定しているが、地方の中小大学は切り捨てられるのか？』

地域産業支援というと経済産業省のイメージが強いですが、産学連携を軸とした地域産業支援は文部科学省が所管しており、地域産業の活性化を考える上で非常に有意義な意見交換会になりました。以前の産学連携をテーマにしたIP部会で「日本の産業を元気にするのに大学の役割は大きい」との意見があったのですが、浜松地域の活性化に大学が果たすべき役割は大きいと思います。共同研究やライセンスの件数や金額に目が行ってしまいがちですが、そのような数字よりも地域産業にどれだけ貢献しているかが重要であり、より積極的に、地域産業に密着した産学連携を進めていくべきだと思います。

～ IP部会委員代表～